

# 香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（案）

## について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

みどり保全課 指導・事前協議グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3463/FAX:087-806-0225

E-mail:midorihozen@pref.kagawa.lg.jp

令和6年12月5日から令和7年1月6日までの1か月間、香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1個人と1企業から75件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	1件	改正条例全般に関すること	8件
企業	1件	土壌の汚染（土砂基準）に関すること	9件
合計	2件	土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等に関すること	6件
		特定埋立て等の実施の届出に関すること	10件
		表土検査に関すること	7件
		浸透水採取に関すること	3件
		利害関係人の同意に関すること	4件
		住民への周知に関すること	4件
		関係市町長への説明に関すること	1件
		土砂等の搬入の届出に関すること	1件
		土砂等採取場所証明書に関すること	8件
		展開検査等に関すること	4件
		土砂等管理台帳に関すること	1件
		定期報告に関すること	3件
		埋立て後における土砂基準・水質基準超過に関すること	6件
		合 計	75件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
改正条例全般に関すること	
ご意見全般に対すること	<p>今回の改正において、「県外において採取された土砂等（以下「県外土砂等」といいます。）」以外の土砂等による埋立て等については、新たに必要となる届出や検査等はありません。</p> <p>なお、県外土砂等か否かの確認等のため、30 日前までの埋立て等の実施の届出については、提出していただく必要があります。</p>
<p>有害物質の混入があれば生活環境に影響を及ぼすのは、土砂に限らずどのような物質でも同じではないのか。</p> <p>化学物質の情報管理等が普及している現在において、なぜいまさら土砂をやり玉にする必要があるのか。</p>	<p>令和 7 年 10 月からの宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）の運用開始による災害防止の観点からの盛土等に対する規制にあわせて、生活環境の保全の観点から、条例により規制できるように、今回の条例改正を行うものです。</p>
土砂の埋立て事業を行う者を狙い撃ちにした規制であり、日本国憲法が保障する営業の自由を侵害しているのではないのか。	今回の改正条例による規制は、土砂等の埋立て等が行われる周辺的生活環境を保全するという公共の福祉に反しない限り、土砂等の埋立て事業の実施を妨げるものではないことから、憲法に反するものとは考えておりません。
<p>「埋立て等に伴う土壌の汚染を防止するため」とあるが、国が定めた土壌汚染対策法のほか、香川県生活環境の保全に関する条例でも「土壌及び地下水汚染対策」の項目があり、重複した規制になるのではないのか。何が違うのか。</p>	<p>条例第 45 条以降は、特定有害物質の製造等を行う工場・事業場や特定有害物質による土壌の汚染を引き起こすおそれのある施設（土壌汚染関係施設）において、土壌及び地下水の汚染を防止することを目的とした規制であり、土砂等の埋立て等を規制対象としておりません。</p>
<p>「香川県生活環境の保全に関する条例」の「公害の防止等に関する規制」に「土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策」を追加することだが、他に記載されている条文に比べて、土砂等の埋立てによる公害が発生し得る蓋然性が明らかでない。</p> <p>土を持って埋め立てる行為そのものは、今まで何ら規制なく行われてきたのに、なぜ急に規制されることとなったのか。</p>	<p>土砂等による埋立て等については、これまでみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（以下「みどり条例」といいます。）の事前協議の手続の中で「土砂等埋立事業」として審査を行うとともに、県外からの建設残土等の持ち込みについては、県として認めない方針としていましたが、今後新たな大規模開発があれば県外土砂等が必要となることも想定されることから、盛</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、みどり豊かであるおいのある県土づくりを進めることを目的とした「みどり豊かであるおいのある県土づくり条例」でも、条例上にはそのような具体的な規制はなく、事実上新しい義務が生じることとなる。なぜ新しい義務を課すこととしたのか、必要性を示す必要がある。</p>	<p>土規制法の運用開始の時期に合わせ、今回条例を改正するものです。</p>
<p>「土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策」とあるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や土壌汚染対策法が適用にならない現場において、現に土砂の埋立て等によって、県内で公害が発生している事例はあるのか。 もし具体的な例がない又は少ないのであれば、明らかに過剰な義務付けであり、今回の改正はすべきでない。</p>	<p>みどり条例の「土砂等埋立事業」における水質の確認で基準値を超過した事例もあることから、県民の生活環境の保全を図るためには、今回の条例改正が必要であると考えています。</p>
<p>埋立て等を行う者に対する規制が示されていますが、埋立てを行う者に対して負担が集中していないでしょうか。また、埋立て等を行う者に土砂等を提供する者に対する規制は検討されているのでしょうか。</p>	<p>埋立て等を行う者だけでなく、土砂等が発生させる者、土砂等の運搬を行う者及び土地の所有者等対しても土壌の汚染を発生しないよう責務規定を設ける予定です。</p>
<p>特定埋立て等については届出制とのことですが、対象となる特定埋立て等の件数が非常に多くなることが想定されます。規定の実効性をどのように担保するのでしょうか。制度を知らずに特定埋立て等を実施してしまう場合が多数発生することが想定されます。適切に制度を把握して取り組む事業所に負担が集中することにならないかが懸念されます。</p>	<p>制度につきましては、県のホームページで周知することに加え、パンフレット等を作成し、埋立て等の事業やコンサル業務を行う可能性のある方々に向けて配布するとともに説明会を開催するなど、丁寧な周知を行います。また、監視・指導体制を整え、規定の実効性を担保したいと考えています。</p>
<p>土壌の汚染（土砂基準）に関すること</p>	
<p>改正の概要に「有害物質の混入」とあるが、具体的にどのような状況を想定しているのか。</p>	<p>土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境基準」といいます。）に準じて定める土砂基準に規定される物質に汚染されていることを想定して</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>具体的に今回の改正で想定している「土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策」とは、埋立て等する土砂等が何かに汚染されている、ということ想定しているものと思われるが、具体的には土砂が何に汚染されていることが想定されているのか。</p> <p>例えば、有害な溶剤や油が混入されているのであれば、本条例ではなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって規制されるべきではないのか。</p>	<p>います。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物は、同法で規制されるため、今回の改正条例で規制の対象となる「土砂等」からは除外する予定です。</p> <p>また、「土砂に混入し、又は吸着した物」とは、土や砂に混入している自然由来の石や草、枝葉のほか、土砂に吸着した成分（水や油など）を想定しています。</p>
<p>「土砂等」の定義で、「土砂及びこれに混入し、又は吸着した物」とされているが、混入したり吸着した物とは不要物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって規制されるべきではないのか。</p> <p>逆に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって規制されない混入したり吸着した物とは、具体的に何を想定しているのか。</p>	
<p>「土壌汚染に係る国の環境基準」では、この条例が想定している有害物質の混入とは異なり、もともと天然に由来する基準超過も想定される。（例えば、岩石の組成上、フッ素などの濃度が高いもの）このように天然に由来して土砂基準に適合しない土砂は、「有害物質の混入」ではないと思われるが、条例上はどのように扱うのか。</p> <p>もし天然に由来して土砂基準に適合しない土砂までも規制対象とするのであれば、その土地の存在自体が違法ということになる可能性もあるし、その土地の土を持ち出すことができなくなるのではないのか。</p>	<p>天然に由来する物質であっても、人の健康保護や生活環境の保全をする必要性が認められる以上は規制すべきと考えています。</p> <p>そのため、天然に由来する物質により土砂基準を超過する土砂等による埋立て等は、今回の改正条例の規制対象となります。</p>
<p>土砂基準は、「土壌の汚染に係る環境基準」と同様とのことだが、「土壌の汚染に係る環境基準」は「維持されることが望ましい基準」であり、この基準をもとに「土砂基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等の禁止及び当該埋立て等を行う者への土地提供の禁止」とするのはあまりに厳しすぎる。</p>	<p>「土壌の汚染に係る環境基準」は環境基本法第16条第1項で、土壌の汚染に係る環境上の条件について「生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められているものです。今回の改正条例の目的は、「土壌の汚染を防止し、もって生活環境を保全する」ものであり、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定める必要があるため国の</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
	定める土壌環境基準に準じて、県が独自に土砂基準を定めるものです。
土砂基準のうち、ヒ素と銅については、田んぼの基準値も含むことになっているが、埋立地が田の用途で使用されることはまず想定されず、田んぼの基準値まで分析や適合を課すことはどう考えても過剰である。	ヒ素と銅については、農用地か否かで基準が異なり、埋立て後の用途が農用地でない場合は、かかる基準は適用されません。
銅や1,4-ジオキサンは、土壌汚染対策法に定める土壌溶出量基準に規定されていないが、なぜ条例ではこの項目を記載する必要があるのか。もし基準を超過した場合、どのような取扱いになるのか。	今回の改正条例で設定する土砂基準は環境基準に準じており、銅及び1,4-ジオキサンは、環境基準に含まれる項目です。基準値を超過した場合は、土砂等の除去など、生活環境保全上の措置について指導することとなります。
土壌汚染対策法に定めていない項目をこの条例の土砂基準で遵守を求める理由は何か。	今回の改正条例は、外部から搬入される土砂により土壌が汚染されるのを防止するもので、土壌汚染対策法とは目的や規制対象が異なるため、独自に土砂基準を設けることが必要であると考えています。
この条例では、土壌含有量に関する基準は示されていないため、有害物質の含有量は高いが、土砂基準に適合する土壌については、埋め立てても差し支えないという理解で良いか。	今回の改正条例は、含有量基準は設定しておらず、土砂基準に適合する土砂等であれば埋立て等に使用することができます。なお、土壌汚染対策法では、土壌含有量に関する基準も設定されていることから、当該土壌を用いて埋立て等を行った土地で形質変更（掘削等）を実施する場合は、当該法に基づく調査や措置等が必要となる場合もあります。
土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等に関すること	
特定埋立て等に限らず、どのような小さな埋立てにも適用されるのか。	規模にかかわらず、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うことを禁止するものです。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>仮に罰則がない禁止規定又は努力規定であっても、法令を遵守する者としては、遵守せざるを得ない。「土砂基準に適合しない土砂等」に該当するかどうかは、どのように確認するのか。</p>	<p>特定埋立て等に該当する場合は、県による立入検査を実施するほか、埋立て量や水質検査の結果等について定期的な報告を事業者に求め、事業の進捗状況を確認します。また、県による浸透水の水質検査も実施します。</p> <p>特定埋立て等に該当しない場合であっても、基準超過事案を把握できるよう、関係部署と連携して、監視体制を整えます。</p>
<p>どれくらいの量ごとにサンプリングすれば、土砂基準への適合性が証明されたことになるのか。</p>	<p>土砂等の検査の具体的な方法については、手引き等の運用において示す予定です。</p>
<p>「埋立て等の禁止」は誰に適用されるのか。土砂を排出した者か、土砂を搬入した者か、土砂を実際に埋立て等した者か。</p>	<p>土砂等による埋立て等を行う者です。具体的には、当該埋立て等にかかる工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者です。</p>
<p>「土地提供」とは、どのような行為を指すのか。埋立てを依頼する行為か、土地を貸す行為か、土地を売却する行為か。</p>	<p>土地についての権原を有する者が、当該権原に基づき土砂等の埋立て等を行う者に、当該埋立て等を認める行為をいいます。ご意見のように、土地所有者が、当該埋立て等を認めていない場合は、土地提供の禁止には当たらないと考えます。</p>
<p>仮のケースとして、私が所有している空き地（柵などしていない野原）に、誰かがバケツ一杯の庭で余った土を持ち込んで堆積させた場合、これが何らかの理由で土砂基準に適合しない場合、私は「土地提供の禁止」に抵触するのか。</p>	
<p>特定埋立て等の実施の届出に関すること</p>	
<p>3,000m<sup>2</sup>以上の埋立て等を対象とした理由は何か。 通常宅地造成でも3,000m<sup>2</sup>は容易に越え、厳しすぎるのではないか。 例えば、1ha以上とすべきではないか。</p>	<p>土壌汚染対策法の届出が必要な要件や他県の同様の条例の面積要件を参考にしました。</p>
<p>3,000m<sup>2</sup>とはどの部分の面積か。土そのものの面積か。 例えば、3,000m<sup>3</sup>の土砂を埋め立てる場合、高さ1mで3,000m<sup>2</sup>で埋め立てれば特定埋立てに該当するが、高さ2mで1,500m<sup>2</sup>で埋め立てれば特定埋立てに該当しないという理解でよいか。</p>	<p>「特定埋立て等」に該当するのは、埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が3,000m<sup>2</sup>以上であるものとしており、高さ2mで1,500m<sup>2</sup>の埋立て等を行う場合は、該当しません。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>面積で規制する意味はあるのか。 堆積した土砂の影響を見るのであれば、森林法や土壤汚染対策法のような開発面積でみるのではなく、搬入された土砂に含まれる汚染物質に着目しているのか、本来は体積で規制するべきではないか。</p>	<p>「特定埋立て等」に該当しない、3,000m<sup>2</sup>未満の埋立て等であっても、土砂基準に適合していない土砂等による埋立て等は、禁止することとしています。</p>
<p>土砂基準は汚染物質の濃度で規制しているが、濃度という観点であれば、面積・体積は関係ないのではないか。 例えば、プール一杯の土壌で低濃度の汚染物質が含まれているものとバケツ一杯の土壌でも高濃度の汚染物質が含まれているものでは、後者の方が影響が大きいのではないか。</p>	
<p>盛土高等、高さの要件は想定されているのでしょうか。</p>	<p>盛土等の高さの要件は想定していません。</p>
<p>埋立てに用いる土砂等について、同一敷地内で発生した土砂等を埋立て材料として用いる場合についても、3,000 m<sup>2</sup>以上の埋立て等に該当する場合は特定埋立て等に該当するのでしょうか。</p>	<p>同一敷地内で発生した土砂等を埋立て材料として用いる場合の取扱いについては今後検討します。</p>
<p>「埋立て等の実施の届出を義務付け」とあるが、盛土規制法や土壤汚染対策法での申請・届出と重複すると考えられるが「他法令で規制のある場合」に該当し、不要（本条例に基づく届出ケースは既存の法令が適用されない稀なケース）という理解で良いか。</p>	<p>「他法令で規制のある場合」については、盛土規制法のような、災害防止の観点からの規制等は、該当しません。 また、土壤汚染対策法に基づく届出は、土地の形質の変更を実施する場合に必要な届出であり、内容が異なります。 今回の改正条例は、外部から搬入される土砂等により土壌が汚染されるのを防止するもので、土壤汚染対策法とは、目的や規制対象が異なります。</p>
<p>仮に「他法令で規制のある場合」に該当しない場合、盛土規制法と重複するのではないか。 また、土地の開発であれば、同じく土壤汚染の防止を目的とした土壤汚染対策法の届出が必要であり、土壤汚染を防止するという同じ目的で二重の規制が課せられ、そもそもこの条例自体が違法ではないか。</p>	

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>国、地方公共団体が大規模な埋立て等を行う場合もあると思うが、なぜ届出対象外とするのか。</p>	<p>国や地方公共団体が行う場合、責任の所在が明確であり、土砂等を搬入する工事などについては搬入元の確認が確実に行われ、土砂等の安全性が確保されることから届出は要さないものとしています。</p>
<p>軽易な場合とは何か。</p>	<p>土地の通常の管理のために必要な埋立て等とする予定です。</p>
<p>表土検査に関すること</p>	
<p>過去に土壤汚染対策法による試料採取が行われ、基準適合であった履歴がある土地を購入して特定埋立て等を計画する場合、表土検査を実施する必要はあるのでしょうか。</p>	<p>今回定める土砂基準に適合していることが証明されている場合は、表土検査が不要となる場合も想定されるので、状況に応じて個別に対応する予定です。</p>
<p>なぜ埋立てを実施するのに、搬入する土砂等ではなく、区域表土の適合証明書が必要なのか。</p>	<p>区域表土の汚染の状況について検査せずに、埋立て等を実施した場合、埋立て開始後の検査において基準値超過が確認された際、持ち込まれた土砂によるものか、区域表土の土壌によるものか、判別がつかないことから、区域表土の適合証明書の添付を求めることとしています。なお、当適合証明書の添付は、みどり条例の土砂等埋立事業における手続きの内容を踏まえたものです。</p>
<p>概要の資料で本規制は「埋立て等に伴う土壌の汚染を防止する」とあるのに、なぜ区域表土の適合を証明しないとイケないのか。区域表土の土砂基準への適合の有無は、「埋立て等に伴う土壌の汚染」ではなく、本規制の趣旨から外れているのではないのか。</p>	
<p>事前の表土検査により土砂基準不適合を報告した場合、埋立等計画変更（廃止）命令の対象となるとのことですが、その場合は、場所や由来によらず埋立ては許可されないのでしょうか。 例えば、特定埋立て等の対象地として、事業用途履歴がない土地にもかかわらず表土検査時に自然由来の土壤汚染を確認するような場合が想定されます。また、工業専用地域内において、工場の一部敷地を盛土するような場合が想定されます。 (同趣旨ご意見1件)</p>	<p>埋立て等区域の表土検査により土砂基準不適合であった場合は、特定埋立て等の届出を受理できません。 計画の変更方法等については、案件ごとに状況や事情が異なることから、個別に対応を検討することとなります。</p>



ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>事前の表土検査により土砂基準不適合を報告した場合、予定されている埋立て等に掘削が含まれているような工事では土壌汚染対策法第4条第3項に基づく調査命令の対象となりえるのでしょうか。</p>	<p>当該土地の形質を変更（掘削等）する場合には、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査の実施命令が出される場合もあります。</p>
<p>浸透水採取に関すること</p>	
<p>なぜ埋立てを実施するのに、浸透水を採取する必要があるのか。</p>	<p>県外土砂等を使用する場合には、土砂等の搬入の届出に「土砂基準適合証明書」の添付を求める予定ですが、全ての土砂等の品質が担保されるわけではありませんので、浸透水を採取し、検査することとしています。</p>
<p>土砂等の搬入の届出を行うのであれば、搬入される土砂等の品質は担保されていると思われ、浸透水を採取する意味はないのではないかと。</p>	
<p>利害関係人の同意に関すること</p>	
<p>利害関係人とは具体的にどのような範囲を指すのか。（同趣旨ご意見1件）</p>	<p>同意が必要な利害関係人は、埋立て等区域の土地の所有者及び埋立て等区域からの一次排水先の水利権者等を想定しています。生活環境保全の観点から、これらの方々の同意については事前に得ておく必要があると考えています。事業者の過剰な負担にならないよう、同意が必要な利害関係人は、限定した運用とする予定です。</p>
<p>なぜ利害関係人の同意書が必要なのか。盛土規制法のように、人の生命に関わる規制であればまだ分かるが、単に生活環境の保全をするために同意を求めるのは過剰である。（同趣旨ご意見1件）</p>	
<p>住民への周知に関すること</p>	
<p>周辺住民とは具体的にどのような範囲を指すのか。</p>	<p>埋立て等の箇所により周辺の状況が異なるため、一律に規定はせずに、それぞれの埋立て等箇所の状況に応じて、市町に相談するなどして範囲を決める予定です。</p>
<p>「周知等」とあるが、具体的にどのような行為を求められるのか。</p>	<p>説明会の開催のほか、チラシ等の配布、現場での掲示とホームページにおける掲載による方法等を予定しています。</p>
<p>利害関係人だけでなく、なぜ周辺住民への周知等が必要となるのか。明らかに過剰な負担である。</p>	<p>利害関係人の同意は、特定埋立て等の実施が私法上可能か否かを判断するために必要としているものです。一方、周辺住民への</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>利害関係人の同意と周辺住民への周知等と、目的や効果にどのような違いがあるのか。何のために周辺住民への周知が必須とされるのが、全く理解できない。</p>	<p>周知は、特定埋立て等に伴い周辺的生活環境に影響を及ぼすことが予測されるため、周辺住民との紛争を未然に防止させるために必要と考えています。</p>
<p>関係市町長への説明に関すること</p>	
<p>なぜ県へ届出をするのに、事業者に関係市町長への説明が義務付けられるのか。行政としては県が情報を有することとなり、県から市町へ届出内容の周知をすれば十分ではないか。単に県が楽するためだけに事業者に義務を課しているようにしか思えない。</p>	<p>特定埋立て等の実施の届出の内容をあらかじめ関係市町に把握してもらうために必要と考えています。</p>
<p>土砂等の搬入の届出に関すること</p>	
<p>埋立て等の実施の届出をしているのに、なぜ土砂等の搬入の届出を県に提出する必要があるのか。</p>	<p>実施の届出書には、特定埋立て等区域の位置、面積、使用する土砂等の量、埋立て等を行う期間等について記載し、土砂等の搬入の届出書には、埋立て等に使用する土砂等の採取場所や搬入計画等について記載するものとする予定です。実施の届出の時点では、土砂等の採取場所が決まっていない場合も想定され、別の届出としています。</p>
<p>土砂等採取場所証明書に関すること</p>	
<p>土砂等採取場所証明書とはどのような内容か。</p>	<p>土砂等採取場所証明書は、土砂等採取場所の責任者が土砂等の搬入の届出者に対し、土砂等の採取場所の所在地や、土砂等が発生する建設工事等の概要、土砂等の量等について証明するものです。</p>
<p>県に土砂等の搬入の届出をして、何の意味があるのか。例えば、県内土砂等を搬入するために、土砂等採取場所証明書を添付して提出したところで、この場所からの土砂等の採取はダメ又はこの場所の土砂等の搬入はダメと言われ、搬入できないことがあるのか。それはどのような理由や必要性によるものなのか。</p>	<p>土砂等の搬入の届出は、特定埋立て等に使用する土砂等の採取場所や搬入計画等について示すもので、土砂等が土砂基準に適合しているか確認することを目的としています。県において土砂等の採取場所について確認し、汚染された土砂等が搬入されるおそれがあると判断した場合は、当該土砂等を使用した特定埋立て等の計画について変更をお願いすることがあります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>「県内土砂等を搬入する場合は、搬入する3日前までに届出が必要」と、3日前までと設定されているのはなぜか。搬入される3日間の間に、県はどのような審査をするのか。</p>	<p>県外土砂等以外の土砂等による埋立て等については、新たに必要となる届出がないようにします。</p>
<p>現場では、もともと発生した残土を何日も仮置きできる敷地の余裕があることはなく、掘削したら即日で搬出することが通常である。事前届出するだけでも管理工程が増えて多大な労力となるのに、3日前までと指定され、さらに仮に搬入が直前ダメと言われると、搬出のために別の搬出先を確保しなければならず、確保できるまで掘削工もできなくなってしまい、工期に大きな影響が及ぶ。このような無意味な規制は本当にやめてほしい。このような届出を課しても多くの業者は守らないだろう。</p>	
<p>土砂基準適合証明書は県外土砂等を搬入する場合のみ必要という理解で良いか。なぜ県内土砂等には不要で、県外土砂等のみ添付を求めるのか。例えば、香川県の隣県の境目の土地で、県内側で発生した土砂等の搬入には土砂基準適合証明書は不要であるのに、隣県側で発生した土砂等の搬入には土砂基準適合証明書を義務付けるのは、運搬距離や経済性の観点でも差異がないのに、不公平ではないか。</p>	<p>県外土砂等以外の土砂等については、場所の特定が容易であり、また土砂の採取場所が土壌汚染対策法に基づく指定区域に該当するかの確認が容易であることから、土砂基準適合証明書を求めないこととしています。</p>
<p>土砂等搬入計画変更（廃止）命令の中に「土砂基準不適合」とあるが、県内土砂等には土砂基準適合証明書の添付を求めないのであれば、そもそも土砂基準不適合かどうか判断できないのではないか。それであれば、県内土砂等について土砂等の搬入の届出を課すのは無意味ではないか。</p>	<p>県外土砂等以外の土砂等による埋立て等については、新たに必要となる届出がないようにします。</p>
<p>土砂基準適合証明書とはどのようなものか。環境計量士による証明が必要か。</p>	<p>「土砂基準適合証明書」は土砂基準に適合していることが分かる、検査試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書類（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したもの）を予定しています。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
どれくらいの頻度で届出が必要なのか。搬出トラックごとか、現場ごとか、それとも1日ごとなど一定期間ごとか。いずれにしても過剰な規制である。	土砂等の搬入の届出は、土砂等の採取場所ごとに一定の土砂量ごとの提出を予定していますが、過剰な負担にならないように検討しています。
展開検査等に関すること	
何のために展開検査を行うのか。	展開検査は、埋立て等に使用する土砂等について、埋立ての前に、搬入車両1台ごとに土砂を広げ、目視により廃棄物や生活環境の保全上支障のおそれがある物の混入がないか確認するためのものです。
「展開検査等」とあるが、「等」とは何か。	展開検査等は、前述の土砂等の展開検査のほか、これに代わると認められる適切な方法による検査を想定しています。
展開検査の目的として、廃棄物の混入防止が考えられるが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の範疇の話であって、この条例の規定の趣旨とは関係ないのではないか。	当条例において規定する「土砂等」に廃棄物は含まれませんが、埋立て等に使用する土砂等に廃棄物等が混入していないことを確認することは、埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要と考えています。なお、土砂等に廃棄物が含まれていた場合は、その廃掃法に基づき適切に処理する必要があります。
展開検査の目的が、「概要」に記載している「有害物質の混入」なのであれば、意味がないのではないか。具体的には、天然由来の有害物質が超過している土砂等（もともとの石の組成に有害物質が多めに含まれている土砂等）があったとして、展開検査をしても、それが土砂基準に適合しない土砂かどうかは分かるはずもなく、無意味ではないか。	展開検査は、土壌の汚染を防止し、生活環境を保全するうえで必要であると考えています。
土砂等管理台帳に関すること	
土砂等管理台帳とは何か。何のために義務付けられるのか。土を入れるだけなのに、なぜ台帳を作る必要があるのか。	土砂等管理台帳は、特定埋立て等に使用する土砂等について搬入日ごとに、搬入元や搬入量、展開検査結果等を記録し、埋立て等の実施状況が確認できるようにするためのものと考えています。
定期報告に関すること	
埋立て等施行状況報告とは、埋立ての実施状況を報告するものと思われるが、何のために必要なのか。今回改正される規定の目的は、土砂等による土壌汚染を防止するこ	特定埋立て等施行状況報告は、特定埋立て等の開始後、定期的に土砂等の搬入量を報告していただくことで、進捗を確認し、計画どおり埋立て等が行われているか確認す

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>ととされているが、埋立て等の実施の届出をした上、さらに土砂等の搬入の届出もしているのに、報告して何を把握しようとしているのか。明らかに不要であり、過剰である。</p>	<p>るためのものです。</p>
<p>浸透水水質検査結果報告とは、どのような項目をどのように検査することが求められるのか。</p>	<p>浸透水の水質等検査結果報告における水質基準の項目と条件は、土砂基準のものと同様です。</p>
<p>土砂基準に適合しない土砂等を埋め立てることと、浸透水の水質検査に不適合となることは、一致しない。土砂を一粒一粒網羅的に分析することはできない以上、土砂基準に適合していても、浸透水の水質検査に適合しないことはあり得る。しかし、本条例の規定では、埋立ての実施者や土地の提供者は、土砂基準への適合の可否で埋立てを実施するかどうか判断していることとしているのに対し、土砂基準に適合した土砂のみを埋め立てた結果、浸透水の水質検査への適合まで求めるのは過剰である。埋立実施者や土地提供者は、浸透水への不適合を防ぐ術がなく、どうしようもない。このような規定があれば、埋立て実施者や土地提供者の事業リスクが大きすぎ、誰も土砂の埋め立てをしなくなる。</p>	<p>埋立て等に使用された土砂等の全体の汚染状況を把握するため、浸透水の水質検査を行うことが必要と考えています。</p>
<p>埋立て後における土砂基準・水質基準超過に関すること</p>	
<p>浸透水の水質検査の結果、水質基準を超過した場合は、除去等措置の命令が出るということが良いか。</p>	<p>浸透水基準不適合が判明した場合は、直ちに埋立て等を停止し、その原因の調査および生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じることとなります。この場合、案件ごとに汚染の状況や原因が異なることから、個別に対応を検討することとなります。</p>
<p>浸透水の水質検査の結果、水質基準を超過した場合、埋立て等のうち、どこの土砂等からの影響によるものか把握することは事実上不可能であるから、除去等措置の命令は、埋立地全体が対象という理解で良いか。 (同趣旨ご意見1件)</p>	<p>この場合、案件ごとに汚染の状況や原因が異なることから、個別に対応を検討することとなります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>命令が発出された場合、どのように土砂等を処分するのか。埋め立てられた土砂等は土砂基準には適合しているのか。他の場所に埋立てするのか。それであれば、この浸透水や除去等措置の命令の規定は、意味がないのではないのか。</p>	<p>埋立て等に用いた土砂等の除去等措置命令は、当該土砂等が土砂基準に適合していないことが確認された場合に出されるもので、当該土砂等を除去し、適切な処理施設において処理するなど、生活環境の保全に支障がないよう対処する必要があります。なお、事案により状況が異なると考えられることから、措置の内容については個別に判断することになります。</p>
<p>水質基準に適合しないことをもって土砂基準に適合しないとみなすのであれば、本条例では、土砂基準に適合しない土砂等の埋立や土地提供が禁止されていることから、県内での埋立はできないこととなる。つまり、土砂等ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物(汚泥)や土壤汚染対策法に基づく基準不適合土壤として処理するのか。土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理施設は県内ではなく、必然的に県外へ持って行かないといけないが、それで良いのか。</p>	
<p>浸透水基準不適合を報告した場合、除去等措置命令に基づく措置を実施後であっても、その後に3,000㎡以上の土地形質変更を実施する場合には土壤汚染対策法第4条第3項に基づく調査命令の対象となりえるのでしょうか。</p>	<p>案件により状況が異なることから、個別に判断することになります。</p>